

一般社団法人日本ペガールボール協会入退会等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、定款第5条の規定に基づき、一般社団法人日本ペガールボール協会（以下、当法人という）の会員の入会及び退会並びに会費に関して必要な事項を定めるものとする。

(会員の種別)

第2条 会員の種別は定款第5条の規定によるものとする。

(入会手続き)

第3条 会員になろうとする個人又は法人は、当法人所定の入会申込書、正・準会員は第1号様式、賛助会員は第2号様式を提出しなければならない。
2.入会の可否は、理事会において決定する。

(会員名簿)

第4条 入会者は、会員の種別ごとに会員名簿第3号様式、第4号様式に登録する。
2.会員名簿に登録された会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わなければならない。

(会費)

第5条 会員は、総会において別に定める会員種別に応じた会費を納入しなければならない。

(中途入会の会費)

第6条 事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度は、入会承認月が上半期（4月～9月まで）の場合は年額の全額とし、下半期（10月～翌年3月まで）の場合は年額の半額とする。

(会費の納付)

第7条 会費は当法人の請求に基づき当該事業年度の5月末までに一括して納入するものとする。
2.前項の規定にかかわらず、新規入会者は入会時に当法人の請求に応じて会費を納入するものとする。

(会費の返還)

第8条 定款8条による年度中途の退会や定款第9条及び第10条の規定により除名もしくは会員資格を喪失した場合でも、一度納入された会費は返還しないものとする。

(任意退会、事由および手続)

第9条 会員は、退会届（第5号等式）を提出して、任意に退会することができる。

2.前項の規定により退会した時は、会員名簿の登録を抹消する。

3.定款9条の規定により除名された場合、もしくは定款第10条の規定により、退会以外の事由により会員の資格を喪失した場合については、前項と同様に会員名簿の登録を抹消する。

4.前各号により会員資格喪失後は、会員としての資格称号を前歴としても使用することはできない。

(理事会への報告)

第10条 会員の入退会状況については、適時理事会へ報告しなければならない。

(規則の改廃)

第11条 この規則の改廃は、理事会の過半数の決議をもって行うものとする。

附則

この規則は、平成28年3月1日から施行する。